

改正等に関する補足

【問題 16】

消費税率 10%が延期となったため、実施が延期されています。

●選択肢 4 追加 【参照】「改正等に関する追加情報・補足説明」(2015/12/25)

平成 29 年度からはさらに軽減を強化し、基準額の 0.3 倍とすることとしている。

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施
(消費税率 10%時まで実施)された場合

【問題 127】【問題 128】【問題 129】

2016 (平成 28) 年度から、地域密着型通所介護が創設されました。利用定員 18 人以下の通所介護は、地域密着型通所介護に移行しています。

利用定員が 9 人以下の療養通所介護は、地域密着型通所介護に位置づけられ、地域密着型サービスとなりました。

※人員・設備・運営基準等の詳細は、変更ありません。

今後の改正事項

※【問題 2】【問題 27】【問題 109】の補足事項として押さえておくといでしょう。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」として、主な改正事項は次のとおりです。2018 (平成 30) 年 4 月 1 日施行です。

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設。
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備。

② 医療・介護の連携の推進等

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設 = 介護医療院。

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6 年間延長することとし、平成 35 年度末までとします。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化。
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

「介護保険制度の持続可能性の確保」として、主な改正事項は次のとおりです。

- ・2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする (2018 (平成 30) 年 8 月 1 日施行)。
- ・【介護納付金への総報酬割の導入】各医療保険者が納付する介護納付金 (40 ~ 64 歳の保険料) について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担) とする (2017 (平成 29) 年 8 月分の介護納付金から適用)。